

各 位

群馬県健康福祉部
障害政策課長 齊藤 猛

障害者差別解消法の一部改正及び研修会にかかる周知について（依頼）

日頃より障害者福祉の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者差別解消法の一部改正及び研修会開催にかかる下記の内容について、貴団体において広く周知いただくとともに、貴管下会員や職員の参加について御配慮いただけますと幸いです。

記

1. 障害者差別解消法の一部改正について

障害者差別解消法が改正され、これまで努力義務にとどまっていた**事業者による合理的配慮の提供が義務化**されます。改正法は、**令和6年4月1日に施行**されました。

「合理的配慮」とは、障害のある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。

詳細は、県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/3022.html>）、または、内閣府ホームページ（<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>）を御確認ください。

2. 障害平等研修（DET 研修）の開催について

県では、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、社会に存在する様々な「障害（バリア）」を見抜く力の獲得や、それらを解決するための行動（合理的配慮の提供）につなげるため、9月18日（水）に研修会を開催します。別紙の案内を御確認いただき、チラシ裏面によりお申込みください。

その他の地域でも別途開催予定ですので、随時御案内させていただきます。

3. その他

県では、障害者差別解消法や群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の内容をはじめとして、障害の特性や障害のある方への配慮について理解を深めていただくための「出前講座」を承りますので、ぜひ御利用ください。（県職員が講師として伺います。講師の派遣は無料です。）

- ・ 県ホームページ：<https://www.pref.gunma.jp/07/b2111296.html>
- ・ メニュー1（県政）－（2）保健・医療・福祉－テーマ34 障害のある人への理解の促進と差別の解消の推進について

担 当：社会参加推進係 塩谷
T E L：027-226-2634
E-mail：shioya-t@pref.gunma.lg.jp

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修会」の開催について（案内）

1 障害平等研修（DET）とは

障害者自身がファシリテーター（進行役）となって進める対話型の障害学習です。参加者がグループに分かれ、ファシリテーターと一緒にイラストやビデオなどの課題を分析したり議論をしたりしながら障害について対話を進めるワークショップ形式で行います。

2 開催日時・会場等

開催日	会場	時間	定員
9月18日（水）	スマーク伊勢崎3階 スマークホール	13：00～14：30 （受付開始12：30～）	30名 程度

3 講師 DET群馬（※）のファシリテーター
※「DET フォーラム（特定非営利活動法人障害平等研修フォーラム）」の養成講座を修了したファシリテーター3名（車いすユーザー）を中心に結成された任意団体。

4 参加費 無料

5 申込方法 別添チラシ裏面の参加申込書により、県障害政策課あて電子メール又はFAXにてお申込みください。

6 参考 申込みは先着順です。定員に達した場合は、参加をお断りする場合があります。